

1 設置根拠

- 「地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という）」第 11 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の附属機関として設置
- 評価委員会の組織及び委員など必要事項は、「鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成 18 年鳥取県条例第 61 号。以下「条例」という）」で規定

2 委員会の概要（条例に規定）

(1) 組織

- (委員数) ・ 5 人以内（地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者の中から知事が任命）
- ・ 特別の事項を調査審議させるため、別途臨時委員を置くことができる
- (委員任期) 2 年（再任可）
- (委員長) 委員の互選により選出

(2) 議事

- 委員長が招集
- 開会には過半数の委員の出席が必要
- 出席委員の過半数で議決

3 委員名簿

任期：H29. 5. 1～H31. 4. 30（2 年間）

（敬称略、五十音順）

| 区分 | 氏名 | 所属名 | 役職名 | 備考 |
|----|--------|------------------|---------------|----|
| 委員 | 河田 康志 | 鳥取大学 | 工学部長 | 再任 |
| 委員 | 佐藤 千恵 | 有限会社ビズテック | 代表取締役社長 | 〃 |
| 委員 | 羽馬 好幸 | 気高電機株式会社 | 代表取締役社長 | 〃 |
| 委員 | 福嶋 登美子 | ブリリアントアソシエイツ株式会社 | 代表取締役 | 新任 |
| 委員 | 吉田 哲夫 | ダイキン工業株式会社 | TIC 技術管理グループ長 | 再任 |

4 主な権限

| 項目 | 内 容 |
|--------------------------------------|--|
| 法人運営の目標及び計画に対する意見 事前チェック機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事による中期目標の作成・変更の際の意見 ・ 法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見 |
| 法人業務実績の評価と意見 事後チェック機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価 ・ 業務実績の評価を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 ・ 中期目標期間終了後、法人業務の継続の必要性等を知事が検討する際の意見 |
| 法人運営規程に対する意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見 |

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

資料 3

平成20年3月24日制定
平成21年5月20日改正
平成23年11月25日改正
平成24年3月22日改正
平成27年12月16日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の業務実績に係る評価に関し、必要な事項を定める。

1. 評価の基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の当該事業年度における進捗状況を確認する。
- (2) 評価を通じて、法人の業務運営状況を県民にわかりやすく示す。
- (3) 法人の業務運営の改善・向上に資する。

★評価の視点

- ①年度計画に記載された各項目の達成状況や業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施する。
- ②業務実施に当たっての課題や利用者の意見の反映等を加味した評価を行うことにより、法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

(1) 自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するとともに、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、その達成状況を次の5段階で評価する。

[項目別評価基準]

- S 計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている
- A 計画を上回って業務が進捗している
- B 概ね計画どおりに業務が進捗している
- C 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- D 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価及び利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

(2) 評価委員会評価

○項目別評価

①業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

②業務実績の評価

・中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を、年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

(項目別評価単位及び特記事項記載単位は、**別紙1**によるものとする)

| 評価点 | 評価基準 | 基礎点 | 評価 |
|-----|-------------------------------------|-----------------|----|
| 5 | 計画を大幅に上回って業務が進捗しており、かつ特筆すべき業績を挙げている | 4.5以上～ | S |
| 4 | 計画を上回って業務が進捗している | 3.8以上～ 4.4以下 | A |
| 3 | 概ね計画どおりに業務が進捗している | 2.8以上～ 3.7以下 | B |
| 2 | 計画に対して業務の進捗がやや遅れている | 2.0以上～ 2.7以下 | C |
| 1 | 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている | ～1.9以下 | D |

※基礎点は、各委員の評価点を平均した数値(小数点以下第2位を四捨五入)をもとに算定。

※研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価(内部評価・外部評価)によることとする。

○全体評価

項目別評価及び利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で評価する。また、評価の内容について記述するものとする。(評価様式 **別紙2**)

評価手順及び評価基準は、項目別評価に同じ。

また、利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

なお、全体評価で算定した基礎点に2を乗じて得た数値(小数点以下を切捨て)は、翌年度以降の理事長及び理事の業績給算定に必要な業績評価係数に反映するものとする。

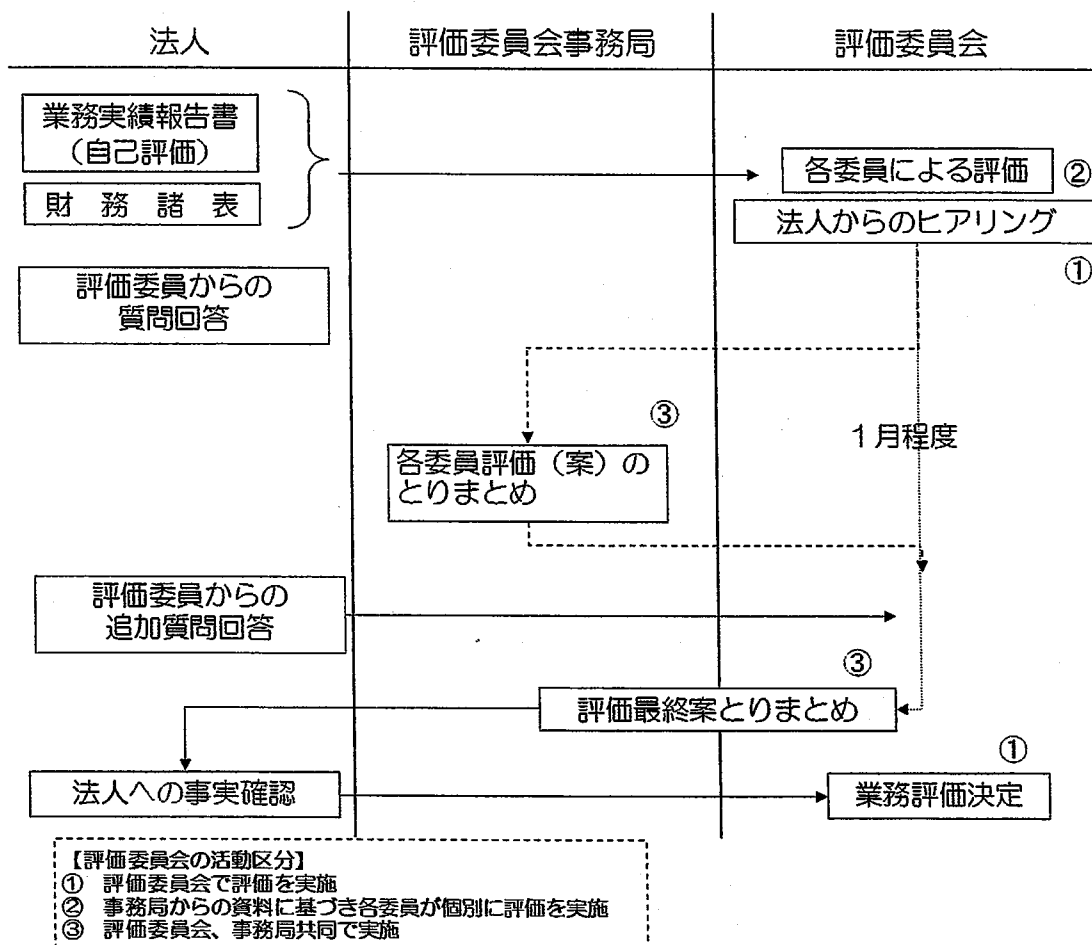
3 評価の進め方

年間スケジュール

| 事項 | 時期 | |
|-------|-----------|--|
| 年度終了 | 3月末 | ○年度事業の終了（法人） |
| 評価準備 | 4月～6月 | ○業務実績報告書、財務諸表等作成（法人） |
| 実績報告 | 6月末 | ○業務実績報告書、財務諸表等提出（法人） |
| 評価 | 7月 ～8月 | ○業務実績報告書、財務諸表等の検証、法人からのヒアリング ○評価案の作成 ○最終評価案について法人への事実確認 ○評価結果の決定（委員会） |
| 報告・公表 | 9月 | ○評価結果の知事報告及び法人への通知 ○財務諸表承認 ○議会報告（評価結果報告）及び公表 |

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、①法人の自己評価作成（法人）、②各委員の評価案作成（各委員）、③各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、④評価原案作成、⑤委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、⑥最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案について、法人に事実確認した後、評価を決定する。



全体(年度)評価

◆総合評価

| |
|----|
| 評価 |
| |

S、A~Dを記入

○総合評価コメント

()

◆個別評価

(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(3) 財務内容の改善に関する事項

(4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

平成 29 年 5 月 15 日
産 業 振 興 課

- 地方独立行政法人のサービス向上・機能強化を目的として、法人「PDCAサイクル」及び「ガバナンス」改革に向けた地方独立行政法人法改正が予定されている（今国会で審議中であり、改正法施行はH30.4から段階的に行われる予定）。
- 総務省からガイドライン等は未だ示されていないが、法人業績評価への関わり等、評価委員会の役割に関し大きな変更は無い見込み（別途、県条例の改正が必要）。

1. 主な改正内容

(1) PDCAサイクルの実効性アップ

(評価委員会・設立団体の役割見直し関わること)

- ① 地方独立行政法人の長が作成した中期計画の許可は、設立団体の長とされる
← 現行法：設立団体の長が評価委員会の意見を聞いた上で許可
- ② 毎事業年度終了後の業績の評価主体は、設立団体の長が実施するとされる
← 現行法：評価委員会が実施
- ③ 中期目標期間終了時に見込まれる業績評価の主体は、設立団体の長とされる
← 現行法：評価委員会が実施
- ④ 中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒しして中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うこととされる
← 現行法：中期目標期間終了後の年度に評価を実施

(設立団体の役割見直しに関すること)

- ⑤ 具体的な中期目標を設定すべきことを明確化（数値目標の指示等）

(2) 法人のガバナンス強化

- ① 地独法の業務方法書に内部統制体制の整備に関する事項について記載することを義務化
- ② 監事による報告・調査の権限や役員不正行為に関する報告等の義務を明確化
- ③ 理事長や監事の任命にあたって必要に応じ公募や推薦等の措置を講ずるよう努める
- ④ 役員任期について、中期目標を基本としたPDCAサイクルを実効的にする観点から中期目標期間（4年間）を考慮する 等

(※) その他、地方独立行政法人の業務への窓口関連業務の追加 等

2. 今後の対応

- ・「①年度毎の法人業績評価」及び「②中期目標期間終了時に見込まれる法人業績評価」にかかる評価委員会の関わり方については、改正法案の範囲内で県条例において規定することが必要

平成29年度 評価委員会業務及びスケジュール

資料 5

| | | 年度評価 | その他 |
|-----|---------------|--|--|
| | | H29事業年度に係る 業績評価 | 全体共通事項 等 |
| | | 評価委員会 開催日程 | 全体共通事項 等 |
| | | ・現行評価方針及び方法で、 評価を実施 | ・評価以外の事項 |
| 4月 | | ・日程調整 | |
| 5月 | 上旬 | ・開催通知 ・会議資料作成 | |
| | 中旬 ～ 下旬 | ○H29第1回 (第38回)開催 5月15日(月) | ≪ヒアリング≫ ・H29年度計画について ≪その他≫ ・評価委員会スケジュール説明 ・評価方針及び方法の説明 |
| 6月 | 上旬 | | |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | | (センターH28年度実績報告書提出期限(6月30日)) |
| 7月 | 上旬 | ○H29第2回 (第39回)開催 月 日() | ≪議題≫ ・センター実績報告(H28年度分) |
| | 中旬 | | ≪書面評価(評価委員)≫ * 必要に応じてセンターへ質問(評価委員) |
| | 下旬 | | |
| 8月 | 上旬 | | ≪最終評価(評価委員)≫ * 必要に応じてセンターへ質問(評価委員) |
| | 中旬 | | |
| | 下旬 | ○H29第3回 (第40回)開催 月 日() | ≪議題≫ ・評価決定(H28年度分) |
| 9月 | | | 議会報告 |
| 10月 | | | ※その他、審議の必要があれば、評価委員会を開催 |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | | | |
| 3月 | | | |

